

吸収分割に係る事前備置書類
(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書類)

2023 年 2 月 6 日
三菱重工業株式会社
(吸収分割会社：三菱重工エンジニアリング株式会社)

第1 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別添1のとおりです。

第2 吸収分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

別添2のとおりです。

第3 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

第4 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

第5 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

1 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

別添3のとおりです。

2 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときにおける当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

3 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

別添4のとおりです。

第6 当社についての最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条6号イ）

別添4のとおりです。

**第7 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項
(会社法施行規則第192条7号)**

別添5のとおりです。

以上

2023年2月6日

吸収分割対価の定め相当性に関する説明書

三菱重工業株式会社（以下、「甲」という。）は、2023年2月6日に三菱重工エンジニアリング株式会社（以下、「乙」という。）と締結した吸収分割契約（以下、「吸収分割契約」という。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、乙の事業に関する、資産及び負債その他一切の権利義務（但し、吸収分割契約において承継しないと定める資産、契約その他の権利義務を除く）を甲に承継させる吸収分割を行うにあたり、甲が乙に交付する対価の定めについて、下記の理由により相当と判断いたします。

1. 分割対価の株式の交付を省略すると定めたことを相当とする理由

乙は、甲の直接完全子会社であるため、本分割に際して、甲の乙に対する甲の株式の交付は、省略することで合意したものです。

2. 乙の資本金及び準備金の額に関する事項を相当とする理由

上記1. の理由により、会社計算規則第38条第2項に基づき、本分割による乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の増額はありませぬ。

以 上

別添 3 最終事業年度に係る計算書類等の内容

2021年度（第5期）事業報告

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

三菱重工エンジニアリング株式会社

1. 事業の経過及びその成果

(1) 概況

→2021年度の世界経済は、昨年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による危機的な落ち込みから回復基調にありましたが、半導体をはじめとした原材料不足などの供給制約やロシアによるウクライナ侵攻により先行きの成長下振れ懸念が世界経済の活動停滞に繋がり、当社の事業環境も昨年度に引き続き厳しいものとなりました。

一方で、2021年度は世界的に脱炭素社会への移行がより鮮明になり、当社の成長分野である脱炭素事業を拡大していく上での様々な成立要件が整備されました。10月に英国グラスゴーにて開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、石炭火力発電の段階的な廃止（排出削減対策が講じられていない設備が対象）についての合意がなされ、今後石炭火力以外の代替クリーン発電への切り替え、あるいは、CO₂回収設備を付帯したゼロエミッション石炭火力発電への移行が進むものと見られております。

また、回収したCO₂の適用先（貯留地/利活用先）の選定・開発および関連インフラ整備がCO₂回収事業成立の大きな条件となっておりますが、英国政府が主導するCO₂の大規模貯留地（クラスター）プロジェクトにおいて、HynetとEast Coastの2クラスターが選定され具体的な整備が進むこととなりました。CO₂貯留は2025年頃から開始される見通しで、これらクラスターの活用を前提としたCO₂回収案件の照会が増加しています。更に、先行する英国以外にも、米国・EUにおいてクラスターの開発検討が加速されております。

こうした状況の下、脱炭素事業においては北米、英国、EUを中心に、FS（Feasibility Study）・PDP（Process Design Package）・FEED（Front End Engineering Design）、実証試験、研究依頼など、活況だった昨年度を超える多数の顧客から打診がありました。これらの商談対応に迅速に対応し、英国およびEUのプレゼンス向上を図るため、7月にMHI-EMEA（欧州・中東・アフリカ三菱重工業株式会社）のロンドン本社に脱炭素事業の拠点として「DBD（Decarbonisation Business Department）」を設立しました。

2021年度に契約を締結したCO₂回収案件としては、米国のディベロッパーNextDecade社とのLNG液化設備向けPDP、英国の大手電力会社Drax社とのバイオマス発電所向けPDP・ライセンス契約（前述の英国East Coastクラスターが貯留地候補）、イタリアの石油・ガス会社Eni社とのガスタービン/ガス焚ボイラー向けPDP、太平電業へのバイオマス発電所向け小型CO₂回収装置供給、横浜市ならびに東京ガスと協働でのごみ焼却設備からのCO₂分離・回収ならびに有効利用に関する実証試験等が挙げられます。また、新しいアミン吸収液であるKS-21の商用化も完了し、幅広い産業分野でCO₂回収技術を適用・拡大していく上で大きな進捗となりました。

次に、化学プラント事業については、新型コロナウイルス感染症による経済危機からの回復に合わせて、継続中であった商談対応を意欲的に展開しましたが、残念ながら、大型案件の受注に至ることはできませんでした。アフリカ向け肥料案件については、化石燃料産業からの投資撤退（ダイベストメント）の世界的な流れを受けて客先のファイナンス調整が停滞し、融資の目途が立っていない状況にあります。また、当社が受注に向け注力してきたロシア向け案件については、前述のウクライナ侵攻によるロシアへの制裁影響もあり、実現時期が不透明なまま現在に至ります。加えて、2020年度に受注した台湾向け LNG タンク案件については、客先による現地許認可取得が遅れた影響から工事着工が遅れ、中断期間における物価エスカレーション分の契約金額への上乗せ等に関し協議を続けてきましたが合意には至らず、現在双方契約解除の意思を持って条件交渉中です。

一方、大型案件の動きが停滞する中、重点的に取り組んでいた日系顧客向け中小規模案件については進捗があり、1月に日本ゼオン高岡工場向けシクロオレフィンポリマー（COP）プラント新設案件を受注し、長年の経営課題である大型 EPC〔Engineering（エンジニアリング）、Procurement（調達）、Construction（建設）〕依存からの脱却に向けて一步前進することができました。高付加価値製品を生産する中小規模案件として、当社が目指す事業ポートフォリオに合致し、化学プラント事業にとって意義深い受注となりました。

また、脱炭素社会への進展を背景に、CO₂を排出しないクリーン燃料関連の化学プラント案件についての照会が急増しました。当社が得意とするアンモニアやメタノール等の合成ガス技術が活かせる分野に参画中であり、米国向けブルー水素プラントの Pre-FEED、米国・カナダでのグリーン/ブルーアンモニアの生産・輸送・供給の事業化検討に関する Pre-FEED、発電会社とのアンモニア混焼設備実験の受入設備 FS 等の初期検討案件の受注に繋がりました。今後は社会的なニーズの変化に合わせて、従来の肥料・メタノールからクリーン燃料領域へ徐々に移行し、顧客や社会に対して継続して高い価値を提供できるように努めて参ります。

交通システム事業については、新型コロナウイルス感染症による移動制限によって旅客需要の減退が続き、新設投資の抑制傾向が続いております。空港向け APM（Automated People Mover）、都市向け AGT（Automated Guideway Transit）、空制装置（ブレーキシステム）においても、計画案件の先送りが発生する等、依然として厳しい事業環境が続く中、顧客の緊縮予算の中でも案件実現が優先される既存システムの老朽化対策工事を重点的にフォローすることに活路を見出しました。その結果、シンガポール陸上交通庁向けのセンカン・ブンゴル LRT（Light Rapid Transit）Phase-3（既存システム更新・増車等）、米国フロリダ州マイアミ国際空港ノースターミナル線向け工事〔既存システム更新・増車・O&M（Operation & Maintenance）契約更新〕等の受注に繋げることができました。

また、数少ない新設案件であるマカオ政府向けの LRT 延伸工事（横琴線・石排湾線）

においては、既設案件にて顧客と構築した関係を活かし、随意契約を前提に商談を取り進め、計画通りの受注に繋げることができました。また、1月には同政府向けの新たな延伸工事（マカオ East Line）の FEED を受注し、2022 年度の EPC 受注に向けて有利なポジションを確保しつつあります。交通システム事業においては、2018 事業計画で注力したベースロード伸張策の効果もあり、新設投資が抑制される中で 2021 年度は一定の成果を出すことができました。

上記の取り組みにより、昨年に引き続く厳しい事業環境の中で、受注高は前年度の 716 億円を上回る 1,039 億円となりました。2021 年度は、国内の中規模案件である日本ゼオン高岡工場向けシクロオレフィンポリマー（COP）プラントや、シンガポール陸上交通庁向けセンカン・ブンゴル LRT Phase-3、米国フロリダ州マイアミ国際空港ノースターミナル線等の既存システムの更新工事、マカオ政府向け LRT 延伸工事等の新設案件など、当社の長年の課題である「受注ボラティリティ回避」への打ち手の成果が表れ始めた結果となりました。一方、空制装置の受注については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う客先各社のメンテナンス計画の見直し等による需要減により、前年度からは減少となりました。

売上高は、新型コロナウイルス感染症による入境規制や世界的な物流逼迫があった中で、米国向けポリエチレンプラントやウズベキスタン向け肥料プラント、タイレッドラインやマニラ 3 号線リハビリ工事を無事完工するなど、着実な成果を残すことができました。また、バングラデシュ向け肥料プラント案件やマカオ LRT 延伸工事など遂行中のプロジェクトにおいても、様々な制約がある中で着実に工事は進捗しており、売上高は前年度の 802 億円を上回る 918 億円となりました。

利益面では、米国向けポリエチレンプラントやウズベキスタン向け肥料プラント、タイレッドラインを無事に完工し、プロジェクト予算からの採算改善もあり利益確保に大きく寄与した一方で、過年度の受注低迷による操業の減少により原価差額が発生したことに加え、為替のエクスポージャーが悪化して影響が出たことにより、社全体としては 4 億円（前年度△99 億円）の営業利益を確保するに留まりました。なお純利益はグループ会社からの受取配当金に加えて期末の為替換算替差益の影響により、102 億円（前年度 15 億円）を確保しております。

(2)資金調達の状況

資金調達に該当する事項はありません。

(3)設備投資の状況

空制装置のアルミ管座加工機の更新を進めております。機械の老朽化によるメンテナンス費用の発生や、故障による生産性低下がありました。今回の更新によってメンテナンス費用低減のみならず、長時間無人運転が可能となることから生産能力向上への寄与を見込んでおります。

2. 企業が対処すべき課題

2021 事業計画期間（2021～2023 年度）は、安定的な収益を生み出す事業への構造転換を進める期間と位置付け、当社が解決すべき経営課題として次の 3 点を掲げております。

- ① 成長分野の開拓（化学プラント・交通システム EPC 以外の新しい事業&ビジネスモデルの確立）
- ② 受注ボラティリティの回避（コスト競争力の強化/大型 EPC 依存からの脱却）
- ③ 利益ボラティリティの回避（O&M 拡大等による収益安定化/大口赤字撲滅）

第一の課題は、“成長分野の開拓”です。

三菱重工グループでは 2021 事業計画において成長領域として定めた「エナジートランジション」、「モビリティ等の新領域」の取り組みを加速しておりますが、当社もこれに呼応する形で継続して成長分野へ注力しております。まず、「エナジートランジション」ではエネルギー供給側の脱炭素化を目指しておりますが、これに対応する当社の取り組みが「CO₂回収」と「クリーンフェエル」関連事業への参画になります。

「CO₂回収」においては、排ガスからの CO₂回収設備容量ベースで世界シェア 70%以上（当社調べ）を誇る自社プロセスを活かし、前述したセメントや製鉄、ごみ焼却等の新しい産業分野への適用先拡大を図るため、大型 CO₂プラントと共に小型 CO₂回収装置の拡販や回収後の貯留・流通・転換利用（CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）を含めた新しいビジネスモデルの構築を目指しております。

「クリーンフェエル」については、既存の化学プラント事業で培った知見を活かし、燃料用途のアンモニア・水素等の分野での取り組みを強化していきます。FS/FEED 等の案件対応と並行し、水素ガスタービン用途を想定したアンモニアクラッキング技術の開発を進めており、2024 年迄に小型分解装置での実証試験を予定しております。

「モビリティ等の新領域」については、交通システム事業の AGT/APM のコア技術や自社開発のデジタルプラットフォーム「optimaX」等を活用しながら、eBRT（electric Bus Rapid Transit）向けの充電マネジメント・運行管理システム、保守最適化サービス等での事業化を検討中です。また、高付加価値エンジニアリング事業（StE：Strategical Engineering）への取り組みの一環で北ハノイ都市開発向け FS 業務を受注し、都市開発区域内における各種スマートサービスの事業化検討にも参画しております。今後も FS に続く遂行段階の PMC（Project Management Consultant）サービスの受注でノウハウを蓄積することで、都市開発分野等で StE の早期事業化を目指します。

第二の課題は、“受注ボラティリティの回避”です。

将来に向けて成長分野への開拓に取り組む一方で、既存事業（化学プラント・交通システム）においては、継続した受注と遂行、確実な利益の確保が重要であると認識しております。今後安定的・継続的に受注を確保するためにも、大型 EPC 案件を中核としたビジネスモデルから中小規模案件の受注を中心とした事業運営への変革を進める必要があります。2021 年度においても、化学プラント大型案件の繰り延べにより受注が計画値を下回る結果となっており、“受注ボラティリティ回避”は継続課題となっております。

この課題に対する施策として、①案件成立へ向けたより戦略的な対応と、②大型案件に依存しない中小規模案件の取り組み強化の二点に継続して対応しております。①については、担当役員直下に部門横断でのタスクフォースを立ち上げ、コスト競争力強化の深掘り検討を実施しております。②については、化学プラントでは前述の日本ゼオンの高岡工場でのシクロオレフィンポリマー（COP）プラントに続く、日系化学会社向けの中小規模商談に積極的に取り組んでおります。また、交通システムでは、サービス案件、空制装置等の受注力強化についても、継続して取り組んでいきます。

第三の課題は、“利益ボラティリティの回避”です。

EPC 案件は事業の継続・発展の為に必要ではありますが、EPC 案件に依存した事業ポートフォリオでは、受注時期を完全にコントロールすることは難しく、事業利益のボラティリティの高さを大きなリスクとして抱え続けることとなります。この課題への対応として、サービス・O&M 事業、既存交通システム更新・増車案件、空制事業、事業出資等のベースロード収益を更に構築・強化することで EPC 案件の収益に依存しない事業の拡充に注力しています。

具体的な構築・強化策として、交通システム事業については、主に①人的リソースの拡充、②CoE（Center of Excellence）構想の実現、③O&M の知見・ノウハウ獲得の三点に取り組みました。①については、サービス案件の拡販を主導するサービス・インベストメント部の人員を約 10 名増員し、総勢約 45 名の体制にすることで商談対応力を強化しました。今後もベースロードの規模拡大に合わせ、都度必要な人的リソースの配分を行っていく予定です。②については、O&M データ・知見のデジタル化・集約化からリバースエンジニアリングに繋げる構想を掲げ、属人化しがちなノウハウを組織として集約する活動であり、世界の O&M 拠点との連携を強化しています。③については、2020 年 3 月に事業権を獲得し、9 月に運行サービスを開始したドバイメトロ・ドバイトラムの O&M において、フランス国有鉄道（SNCF）グループのケオリス社（KEOLIS SA）および三菱商事株式会社と共同設立した O&M 事業会社の主要ポストに当社人員を派遣しております。これにより事業者視点で O&M の知見・ノウハウを獲得・蓄積し、他顧客へのサービス提案に繋げて参ります。化学プラント事業についても、DX 対応の一環として、社内外連携活動によるビジネスモデル、製品・サービスメニューの検討を進めており、顧客のニーズに対応できるサービス拡大に向け取り組んで参ります。

これらの3つの課題に確実に対応していくためにも、事業活動を支える社内の運営体制の高度化施策として、働き方改革やDX推進を重要な課題と認識して引き続き取り組んで参ります。働き方改革については、ポストコロナを見据えた最適なハイブリッドワークスタイルの実現が足元での課題となっております。出社制限下で経験した在宅勤務のメリット・デメリットを整理するとともに、出社することの意義を改めて考え、職場ごとの業務特性を踏まえた効率的かつ最適な働き方の検討を進めております。

DX関連では、社員向けのDX教育活動を総称して、「+Digital（プラス・デジタル）プログラム」と命名し、全社員のITリテラシー向上による意識改革、デジタル技術活用に精通した人材育成を進めております。昨年度に引き続き、全社員向けの教育プログラム、希望者向けのデータ分析スペシャリスト養成プログラム等を実施し、社全体のデジタルポテンシャルの底上げを図りました。多様化するニーズや複雑化する社会課題に適応し、新たな価値を創出し続けるためには、デジタル技術による付加価値の創造、DXによるビジネスモデルや業務プロセスの変革が不可欠となっており、今後も将来の成長に資する基盤強化としてDXを推進していきます。

3. 当年度の財産及び損益の状況

(1) 財産及び損益の状況

(△は損失を表す)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
受 注 高	74,676	118,164	71,653	103,911
売 上 高	173,513	135,531	80,255	91,840
営 業 利 益	3,579	△3,371	△9,976	437
経 常 利 益	13,275	5,324	△4,280	11,912
当 期 純 利 益	11,639	6,483	1,544	10,248
1株当たり当期純利益	116	64	15	102
総 資 産	174,490	140,459	108,674	109,882
純 資 産	100,229	66,406	42,908	50,720
1株当たり純資産	1,002	664	429	507
(発行済株式の総数)	(100株)	(100株)	(100株)	(100株)

(注1) 2019年度は、2020年1月31日付で資本準備金の額の減少及び資本剰余金の処分(28,316百万円)を実行したため、前年度に比べ総資産・純資産が大幅に減少しました。

(注2) 2020年度は、2021年3月19日付で資本準備金の額の減少及び資本剰余金の処分(20,000百万円)を実行したため、前年度に比べ総資産・純資産が大幅に減少しました。

(注3) 2020年度に契約した台湾向けLNGタンク案件(契約金額39,923百万円)については、客先による許認可取得遅れから着工が遅れ、中断期間における物価エスカレーション分の契約金額への上乗せ等に関し協議を継続してきましたが合意には至らず、現在 双方契約解除の意思を持って条件交渉中。

(2) 部門別受注・売上高の状況

(単位：百万円)

年度・項目	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	受注高	売上高	受注高	売上高	受注高	売上高	受注高	売上高
化学プラント事業	27,683	72,072	82,612	64,443	43,603	38,590	14,509	51,033
交通システム事業	46,993	101,441	35,530	71,069	28,029	41,642	89,352	40,756
新規事業等	-	-	21	18	20	23	50	50
合計	74,676	173,513	118,164	135,531	71,653	80,255	103,911	91,840

4. 主要な事業の内容

当社の主な事業内容は次のとおりです。

(1) 化学プラント

肥料、メタノール、各種石油化学プラントをはじめ、オイル&ガス、LNG タンク・受入れ基地にかかる設計・製造・据付・技術指導・アフターサービス等

(2) 交通システム

空港や都市内向け新交通システム、海外メトロ、鉄道の保守用車両やブレーキ制御装置にかかる設計・製造・据付・技術指導・アフターサービス等

(3) CO₂回収装置

排ガスからの CO₂回収装置にかかる設計・製造・据付・技術指導・アフターサービス等

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

当社の親会社は、三菱重工業株式会社であり、同社は当社の発行済株式 100 株の全株を保有（出資比率 100%）しております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な株主及びその出資比率	主な事業内容
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	1,000 百万円	当社 100%	各種環境装置、化学装置等の設計・製作・据付およびエンジニアリング等
三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社	300 百万円	当社 100%	各種交通システムへの O&M サービス、PBB、ホームドア、各種産業機械等の製造、工場建屋・ビル・商業施設等の計画、設計、監理、施工等
MHI Executive Experts 株式会社	20 百万円	当社 100%	労働者派遣業、各種機器・プラント設備の企画・設計・工事監理、教育・指導・研修、コンサルティング等
MHI Engineering and Industrial Projects India Private Limited	200 百万ルピー	当社 100%	インド国内の各種プラント・機械に関する EPCm、アフターサービス、O&M、当社からの設計・調達下請業務

6. 主要な借入先及び借入額

該当する事項はありません。

7. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 1,000 株

発行済み株式の総数 100 株

株主数 1名 (三菱重工業株式会社)

8. 使用人の状況

1,023 人 (2022 年 3 月 31 日現在) (前期末比増減 △34 人)

(注 1) 当社での役員(取締役・執行役員)、他社への休職派遣者、労働派遣者は含めておりません。

9. 主要な営業所の情報

本社: 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目 3 番 1 号

神戸地区: 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目 1 番 1 号

三原地区: 広島県三原市和田沖町 1 番 1 号 (和田沖工場)

広島県三原市糸崎南一丁目 1 番 1 号 (古浜工場)

(注 1) 営業所の情報は、2022 年 3 月 31 日現在のものです。

神戸地区の事務所は、2022 年 4 月 1 日をもって、神戸地区所在の基盤エンジニアリング部

神戸土木建築設計グループが廃止となったため閉所いたしました。

10. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	寺沢 賢二	CEO、会社業務全般の 統括・執行	MHI ENGINEERING AND INDUSTRIAL PROJECTS INDIA PVT. LTD(MEIP) 取締役
代表取締役 常務執行役員	長野 肇	CPO、プロジェクト・安全・建 設・品質・エンジニアリング	
代表取締役 常務執行役員	小泉 秀夫	CFO、経営企画、財務、人事、 内部統制	・三菱重工環境・化学エンジニアリング株式 会社(MHIEC) 取締役 ・三菱重工交通・建設エンジニアリング株式 会社(MHI-TC) 取締役
取締役	上村 道夫	建設業法	
取締役	楠 正顕		三菱重工業株式会社 執行役員 プラント・インフラドメイン 副ドメイン長
取締役	菱沼 隆之		三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会 社(MHIEC) 社長
取締役	磯田 厚志		三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会 社(MHI-TC) 社長
監査役	河端 俊昭		
監査役	森本 智之		三菱重工業株式会社 財務企画総括部 事業支援グループ長

(注 1) 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2022 年 3 月 31 日現在のものです。

(注2) 監査役 森本 智之氏は三菱重工業株式会社の経理・財務部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注3) 監査役 河端 俊昭氏は2022年3月31日に辞任いたしました。

なお、監査役 河端 俊昭氏は2022年3月31日に辞任いたしましたので、補欠として2022年4月1日をもって、延藤 稔氏を監査役に選任いたしました。

延藤・稔氏の略歴は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式 の数
のぶとう みのる 延藤 稔 (1959年11月15日)	1982年4月 三菱重工業株式会社入社 2009年10月 本社機械・鉄構事業本部機械・鉄構 CSR推進部 次長 2011年4月 機械・鉄構事業本部企画管理部 次長 2014年4月 機械・設備システムドメイン事業 戦略総括部企画管理部 次長 2017年4月 インダストリー&社会基盤ドメイン 事業戦略総括部企画管理部 次長 2017年10月 インダストリー&社会基盤ドメイン 管理部 部長 2020年4月 三菱重工エンジニアリング株式会社 執行役員 2022年4月 三菱重工エンジニアリング株式会社 監査役(現職)	なし

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	4人	69,580,000円
監査役	1人	16,936,000円
計	5人	86,516,000円

11. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

12. 業務の適正を確保するための体制等の整備について決議の内容の概要

(1)決議の内容

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2)運用状況の内容

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「三菱重工グループ・グローバル行動基準」を当社最上位の行動規範として取締役会にて決議し、社員がどのように行動すべきかの規範を示している。
 - ・2022年1月の寺沢社長による年頭挨拶の中で「コンプライアンス遵守」は企業存続の根幹となるものであることを、全社員に周知し、意識の浸透を図っている。
 - ・2021年度は、11回の取締役会(書面開催を含む)を開催し、経営の健全性と効率性の両面から討議し、その内容を議事録に文書化している。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書作成の原則、文書の管理体制・保存方法等、文書管理の基本的事項を文書管理規則等の社規に規定している。
 - ・取締役会議事録・各種伺書等の重要文書は、社標準に定める保存期間に応じて適切に保存・管理している。
 - ・情報管理に関連するリスクに適切に対処するため、秘密情報や個人情報の取扱い、情報セキュリティ管理等に関する規則・標準を整備している。
 - ・取締役や監査役から指示があったときは、各部門は業務処理に係わる文書等の情報を速やかに閲覧に供している。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「三菱重工グループ危機管理対応グローバルポリシー」に従い社内体制を構築し、社標準「危機管理対応要領」を制定し社員に周知している。
 - ・一定の規模の工事等は、リスク管理の取り組みとして、当社による応札協議会、見積検討会、PJ審査会等のリスク検討を行うとともに、三菱重工の「リスク検討会」に諮っている。
 - ・重大リスクが顕在化した場合は、速やかにトップへ情報を伝達するとともに、「三菱重工グループ危機管理対応グローバルポリシー」に従い、「危機管理情報システム」により、三菱重工へも報告するようにしている。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社規則「取締役会規則」を制定し、経営の健全性と透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの向上を図っている。また「執行役員規則」に則り、特定分野の最高責任者としてチーフオフィサー制度を規定し、経営の意思決定と業務執行の機動性を更に高めている。この体制のもと設立時に掲げた社長方針である「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の達成を引き続き図っている。
 - ・会社の組織編制、業務分掌等については、職制等の社規に規定し、権限と責任を

明確にしている。

- ・業務の的確かつ効率的運営に資するため、業務処理の標準化を推進するとともに、社員各層への教育を実施している。
- ・事業計画については、取締役会にて付議決議し、職務の執行が効率的に実施されるよう全社的な経営方針・経営目標を設定している。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「三菱重工グループコンプライアンス推進グローバルポリシー」に従い社内体制を構築し、競争法遵守、贈賄防止等のコンプライアンス推進活動を行っている。
- ・コンプライアンス推進のために「コンプライアンス委員会」と、「輸出関連法規遵守専門部会」を設置し、コンプライアンスの徹底を図っている。コンプライアンス委員会では、ケーススタディーによる教育を実施し、コンプライアンス推進・徹底を図っている。
- ・「三菱重工グループ・グローバル行動基準」に則った行動を取るよう、「コンプライアンス推進規則」に記載し、意識の浸透に努めている。
- ・コンプライアンス推進研修、e-learningによるコンプライアンス推進教育・下請法遵守教育、下請法ディスカッション教育の実施により、コンプライアンス徹底を図っている。
- ・三菱重工コンプライアンス窓口及び三菱重工社外通報窓口を活用して法令違反や不正行為等について社員からの投書を受け付けるようにしている。
- ・競争法、建業法、下請法の遵守については、モニタリング等を通じ遵守状況を確認しコンプライアンス徹底を図っている。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・三菱重工プラント・インフラドメインのドメイン長連絡会及びコンプライアンス連絡会に定期的に参加し、三菱重工との事業方針の共有とコンプライアンス取り組みに係わる情報を共有化することとしている。また上記会議等での情報はグループ会社にも伝達し、グループ内での情報共有化を図っている。
- ・国内外グループ会社に「グループ会社同出等業務一覧表」を開示し、人事・訴訟・コンプライアンス・経営計画・決算・投融資等に関するグループ会社からの各種同出基準を明確にしている。
- ・三菱重工経営監査部による当社傘下のグループ会社に対する内部監査に、親会社としてオブザーバー参加し、業務の適正確保、各種リスク管理の徹底を推進している。
- ・三菱重工より内部監査・コンプライアンス推進教育等について指導を受けてコンプライアンスの徹底を図っている。
- ・三菱重工の監査等委員ヒアリング、コンプライアンス関連モニタリング等に対応している。
- ・三菱重工のGPPに明示された基本方針に則り、コンプライアンスやリスク管理に関するガバナンスを整備している。

- ・「グローバル財務・会計ポリシー」に則って業務を遂行すると共に、会計監査人を設置し、財務・会計処理の統一や透明性及び信頼性の確保に努めている。
- ・全社的な内部統制システム（J-SOX）の2021年度末評価については、三菱重工による第三者評価を実施し、特段問題無いことを確認している。

⑦監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するため「監査役監査に関する要綱」を取締役会にて制定している。
- ・監査役の職務の補助については、人事・管理部が行うこととし、監査役の求めに応じて対応している。
- ・監査役と取締役は、定例取締役会他において定期的に意見交換を行っている。また、各部門からのヒアリング結果を担当役員に報告し意見交換を行っている。
- ・常勤監査役が、隔週開催の部長会等に出席し、適切な意思疎通を図っている。
- ・常勤監査役が、各種会議に出席し、「内部統制システムの機能状況」の関連事項等については、適切な助言が行われている。
- ・常勤監査役が、監査計画に基づき社内関係部門及び当社グループ会社の監査等を行い適切な助言が行われている。
- ・内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容については、都度常勤監査役に報告している。
- ・内部通報制度等により通報した者が不利益を被らないことを社規「コンプライアンス推進規則」に定め、社内周知している。
- ・監査役会非設置会社のため、法定組織ではないが、「監査役協議会」を設置し、監査役会設置会社と同様の協議・報告を実施している。
- ・三菱重工の会計監査人である「あずさ監査法人」に2021年度の計算書類の会計監査業務を委託し、報告を求めることとしている。

13. 親会社との間の取引に関する事項

当社の親会社は三菱重工業株式会社であり、同社は当社の議決権数を100%所有しております。また、当社は同社から兼務役員の派遣を受けております。

当社は三菱重工業株式会社との間に、経費立替・出向者給与の負担・営収代金入金委託等の取引関係がありますが、当該取引にあたっては、一般の取引と同様の適切な条件によることを基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等、及び親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

1. 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業拠点の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
2. 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監視及び検証いたしました。
3. 事業報告に記載されている親会社との取引（会社法施行規則第118条第5号イ及びロに掲げる事項）については、その内容について確認しました。
4. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、2022年3月31日に退任した前任監査役の行った監査事項については、その記録を閲覧するとともに、必要に応じて説明を聴きました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告に記載されている親会社との取引について、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

三菱重工エンジニアリング株式会社

監 査 役

延 藤 稔 

監 査 役

森 本 裕之 

2021 年度 (第 5 期) 計算書類

2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで

三菱重工エンジニアリング株式会社

貸借対照表

2022年3月31日現在

三菱重工エンジニアリング株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,160	買掛金	23,275
電子記録債権	6	リース債務	0
売掛金及び契約資産	26,534	未払金	201
商品及び製品	41	未払費用	3,335
仕掛品	3,070	未払法人税等	331
原材料及び貯蔵品	494	契約負債	29,298
前渡金	1,099	預り金	1,385
前払費用	44	保証工事引当金	827
短期貸付金	39,897	受注工事損失引当金	150
立替・未収金	6,763	その他	0
その他	5,163	流動負債合計	58,804
流動資産合計	92,276		
固定資産		固定負債	
有形固定資産		保証工事引当金	110
建物	191	退職給付引当金	247
構築物	644	固定負債合計	357
機械及び装置	380		
車両運搬具	219		
工具、器具及び備品	314		
建設仮勘定	34		
有形固定資産合計	1,785		
		負 債 合 計	59,162
無形固定資産		(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	56	株主資本	
その他	7	資本金	20,000
無形固定資産合計	63	資本剰余金	
		資本準備金	20,000
		資本剰余金合計	20,000
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,831	その他利益剰余金	
関係会社株式	4,486	繰越利益剰余金	10,538
関係会社出資金	0	その他利益剰余金合計	10,538
長期前払費用	599	利益剰余金合計	10,538
繰延税金資産	3,804		
その他	35	株主資本合計	50,538
投資その他の資産合計	15,757		
		評価・換算差額等	
固定資産合計	17,606	その他有価証券評価差額金	181
		評価・換算差額等合計	181
		純 資 産 合 計	50,720
資 産 合 計	109,882	負 債 純 資 産 合 計	109,882

損 益 計 算 書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

三菱重工エンジニアリング株式会社

科 目	金 額
	百万円
売上高	91,840
売上原価	83,964
売上総利益	7,876
販売費及び一般管理費	7,438
営業利益	437
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	7,421
為替差益	3,613
投資有価証券売却益	422
その他	17
営業外収益合計	11,499
営業外費用	
支払利息	8
固定資産廃却損	13
その他	2
営業外費用合計	25
経常利益	11,912
税引前当期純利益	11,912
法人税，住民税及び事業税	439
法人税等調整額	1,224
当期純利益	10,248

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

三菱重工エンジニアリング株式会社

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計					
当期首残高 (百万円)	20,000	20,000	-	20,000	2,840	2,840	2,840	42,840	68	68	42,908
誤謬の訂正による累 積的影響額	-	-	-	-	△1,316	△1,316	△1,316	△1,316	-	-	△1,316
誤謬の訂正を反映し た当期首残高	20,000	20,000	-	20,000	1,524	1,524	1,524	41,524	68	68	41,592
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	10,248	10,248	10,248	10,248	-	-	10,248
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,235	△1,235	△1,235	△1,235	-	-	△1,235
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	113	113	113
当期変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	9,013	9,013	9,013	9,013	113	113	9,127
当期末残高 (百万円)	20,000	20,000	-	20,000	10,538	10,538	10,538	50,538	181	181	50,720

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品・・・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 保証工事引当金

工事引渡後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積り、計上している。

(2) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(3) 退職給付引当金

カタル等現地事務所にて現地採用した従業員につき、各国労働法における退職時に必要な額を見積り引当計上している。なお、当社は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を適用している。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおり。

1. 収益の認識と測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 91,840 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

売上高の一部は、工事契約に基づき進捗度に応じて計上されている売上高である。計算書類に計上した金額の算出方法については「収益認識に関する注記」参照。

2. 保証工事引当金の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 保証工事引当金 937 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」3. 項(1)参照

3. 受注工事損失引当金の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 受注工事損失引当金 150 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」3. 項(2)参照。

4. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 3,804 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識している。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定している。これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

5. 固定資産の回収可能価額

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 1,785 百万円

無形固定資産 63 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産及び無形固定資産については、報告期間の末日に減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候がある場合には、当該資産の割引前将来キャッシュフローを見積り、減損認識の要否の判定を行っている。減損認識の要否の判定にあたっては、資金生成単位の割引前将来キャッシュフローが帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減

額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。なお、回収可能価額は、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいう。このうち、使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として見積もられる。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当事業年度においては、工事原価総額等に当該影響を織り込み、決算数値等に反映させている。

本感染症は経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期を予想するのは困難なことから、当社は外部情報等を踏まえて、事業計画等への影響の検討等を行い、製品特性・関連する市場環境等に即した仮定のもと、工事原価総額等の会計上の見積りを行っている。

この影響が長期化した場合には、工事の遅延及び工事原価の増加が生じる可能性もあり、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度の税効果会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行った。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度期首の利益剰余金に反映しており、この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金、純資産がそれぞれ1,316百万円減少している。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 11,156百万円
2. 保証債務
兄弟会社である Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte. Ltd. の金融機関からの前受金返還保証残高 2,174百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 6,226百万円
短期金銭債務 7,100百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
売上高 347百万円
仕入高 16,403百万円
営業取引以外の取引高 7,228百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び数
普通株式 100株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,235百万円	12,350,000円	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月30日開催予定の第5期定時株主総会において、次の通り提案を予定している。

普通株式の配当に関する事項	
・ 配当金の総額	8,198百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	81,980,000円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、残工事費見積計上額等である。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資を短期的な預金や貸付等、流動性・安全性の高い金融資産で運用している。なお、短期的な貸付は、三菱重工グループ会社の資金を管理しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を通じて行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2)参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	9,160	9,160	—
(2) 電子記録債権	6	6	—
(3) 売掛金及び契約資産	26,534	26,534	—
(4) 短期貸付金	39,897	39,897	—
(5) 立替・未収金	6,763	6,763	—
(6) 投資有価証券	102	102	—
(7) 買掛金	(23,275)	(23,275)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 電子記録債権、(3) 売掛金及び契約資産、(4) 短期貸付金、(5) 立替・未収金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっている。

(7)買掛金

買掛金はその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 6,729百万円)、関係会社株式(貸借対照表計上額 4,486百万円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 0百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)投資有価証券」には含めていない。

収益認識に関する注記

1. 収益

当社は、製品の販売及び工事の実施・役務の提供を行っている。

・製品の販売

顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡時点で認識している。

・工事の実施・役務の提供

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたり顧客へ移転するため、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積もっている。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容
親会社	三菱重工業(株)	被所有 直接 100%	グループ経営支援 社員の出向受入れ 業務委託 等	法人税未収金(注3)
				営収代金 入金委託
				経費等の立替
				出向者給与の負担等
				役務提供

(単位：百万円)

取引金額 (注1)(注2)	科目	期末残高
1,517	立替・未収金	1,517
2,877		2,877
702		702
12,742	買掛金	1,933
261	契約負債	3,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

(注3) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額である。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2) (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社の子会社	MHIフィナンシャル株	なし	CMS (注1)	資金の貸借 (注1)	—	短期 貸付金	39,897
親会社の子会社	Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte. Ltd.	なし	債務の保証	債務保証	2,174	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸借はCMSを通じて実施、市場金利を勘案して決定された利率を基に合理的に決定している。また、資金が日々移動するため取引金額は記載せず、期末残高のみ記載。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

(注3) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 507,205,205 円 79 銭
1 株当たり当期純利益 102,486,855 円 28 銭

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

三菱重工エンジニアリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

井指亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

渡辺雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱重工エンジニアリング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度末日以降に生じた重大な財産の処分、
重大な債務の負担、その他会社財産の状況に影響を与える事象の内容

1. 三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工業」といいます。）は、2022年5月12日付で、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年3月3日を基準日とする剰余金の配当を行うことについて決議しましたので、お知らせいたしました。
2. 三菱重工業は、2022年9月30日付で、2021年9月29日付「特定子会社の異動に関するお知らせ」にて公表いたしました、三菱重工業の特定子会社であるMHI Holding Denmark ApSの清算の件につき、変更がございましたので、お知らせいたしました。
3. 三菱重工業は、2022年11月21日付で、三菱重工業の子会社である三菱原子燃料株式会社が運営する原子燃料事業のうち、燃料加工事業（製造機能）を新たに設立する新会社（MHI 原子燃料株式会社）に吸収分割により承継させ、残存する三菱原子燃料株式会社を三菱重工業に吸収合併することを決定しましたので、お知らせいたしました。
4. 三菱重工業は、2022年11月30日付で、三菱重工業の子会社である三菱重工エンジニアリング株式会社が営むエンジニアリング事業等を会社分割の方法により承継する方針を決定しましたので、お知らせいたしました。
5. 三菱重工業は、2022年12月1日付で、三菱重工業が2022年11月21日付で公表いたしました「当社グループ原子燃料事業の再編に関するお知らせ」につきまして、三菱重工業と三菱原子燃料株式会社との間で2022年12月1日付で吸収合併契約を締結しましたので、お知らせいたしました。
6. 三菱重工エンジニアリング株式会社は、2023年2月6日付臨時株主総会にて、2023年3月31日に減資を行い、資本金の額を100百万円とすることを決議しております。

以上

債務の履行の見込みに関する説明書

三菱重工業株式会社（以下「甲」という。）及び三菱重工エンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、2023年2月6日に締結した吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）として乙が吸収分割を行うにあたり、甲及び乙の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断いたしました。

1. 分割後に乙に残存する資産及び負債の額

(1) 2022年3月31日現在の貸借対照表における乙の資産及び負債の額は、次のとおりであります。

資 産： 1,098 億円 負 債： 591 億円

(2) 2023年3月31日時点で見込まれる貸借対照表における乙の資産及び負債の額（予定）は、次のとおりであります。

予想資産： 1,065 億円 予想負債： 428 億円

(3) 乙が分割により甲に承継させる予定の資産（以下「承継資産」という。）及び負債（以下「承継負債」という。）の額（予定）はそれぞれ次のとおりであります。

承継資産： 1,001 億円 承継負債： 426 億円

(4) 従って会社分割後に見込まれる乙の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を十分上回ることが見込まれます。

2. 甲が分割により承継する資産及び負債の額

(1) 承継資産及び承継負債の額（予定）は、それぞれ次のとおりであります。

承継資産： 1,001 億円 承継負債： 426 億円

(2) また、2022年3月31日現在の貸借対照表における甲の資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりであります。

資 産： 3兆1,171 億円 負 債： 2兆1,264 億円

(3) 上記（2）で記載の甲の資産及び負債の額は、効力発生日まで特段の変動は見込まれておりません。

(4) 従って会社分割後に見込まれる甲の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を十分上回ることが見込まれます。

3. 総括

吸収分割後の甲及び乙の事業活動において、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておらず、甲及び乙の債務の履行能力については問題ないものと判断いたします。

以 上